

保 護 者 各 位

食物アレルギーをもつお子さまの園での対応について

川崎市の保育園では、アレルギー疾患を有するお子さまに対して、そのお子さまの最善の利益を考え、医学的、教育的、福祉的な観点から十分な配慮を行った上で、除去食などのアレルギー対応を行っております。

食物アレルギーのあるお子さまが、入園後も園で食物アレルギー対応を希望される場合は、食物アレルギー対応の申請を、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下、「健康管理委員会」）に行っていただきます。その際には、アレルギー疾患生活管理指導表を主治医またはかかりつけ医に作成していただき、申請書と合わせてご提出をお願いしております。

健康管理委員会では、提出していただいた生活管理指導表をもとに慎重に審議させていただき、アレルギー対応の必要性があり、かつ職員および園で対応できると判断した場合には、保育園での食物アレルギー対応をいたします。

除去する食品が多数である場合、または除去食品においてより厳しい除去が必要な場合など、園で対応が十分にできない場合には、お弁当、おやつ、飲み物の持参をお願いすることもあります。

また、食物アレルギー対応を実際に行う時、園でもできる限り注意をいたしますが、誤食（思わずお友達の食べ物を食べてしまうなど）等の思いがけない事態が生ずる恐れもあります。そのため園では緊急の場合にはすぐに保護者に連絡を取りますが、園の判断で救急車の要請や医療施設への搬送を行うことがありますことをご了承ください。

なお、健康管理委員会での審議の結果、誤食によるショック等の危険性が高く、集団生活が困難と判断した場合は、園児の生命を第一に考え、入園を保留とする意見を保育園の入所決定を行う保健福祉センターに報告することもございますので、あらかじめご了承ください。

川崎市保育所入所児童等健康管理委員会委員長

川崎市保育所入所児童等健康管理委員会

保育園での園児の健康管理に万全を期すため、医師・保育園関係者・行政職員等で組織された、川崎市が設置する委員会。疾病・障害等により保育園での受入に疑義ある場合や、アレルギー対応の必要性等を審議する。